



和歌山市公報

令和 7 年（2 0 2 5 年）3 月 1 7 日
第 1 7 9 5 号

発 行 所 和歌山市役所
発 行 日 毎月 1 日 1 5 日

目 次

【 告 示 】

番号		ページ
64	公示送達（令和 6 年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））	（介護保険課） 3
65	自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課） 4
66	自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課） 5
67	放置自転車等の処分	（まちなみ景観課） 6
68	道路区域の変更及び供用開始	（道路管理課） 7
69	公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書）	（納税課） 8
70	生活保護法の規定による施術機関の指定	（生活支援第 1 課） 9
71	生活保護法の規定による施術機関の変更	（生活支援第 1 課） 11
72	生活保護法の規定により指定した施術機関からの廃止の届出	（生活支援第 1 課） 12
73	生活保護法の規定により指定した施術機関からの休止の届出	（生活支援第 1 課） 14
74	公示送達（令和 6 年度市民税県民税森林環境税通知書）	（市民税課） 15
75	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	（指導監査課） 16
76	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出	（指導監査課） 17
77	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定、指定居宅介護支援に係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定	（指導監査課） 18
78	介護保険法の規定による第 1 号事業に係る指定	（指導監査課） 19
79	公示送達（令和 6 年度国民健康保険料の還付通知書）	（国保年金課） 20
80	道路区域の変更及び供用開始	（道路管理課） 21

【 公 告 】

○ 開発行為に関する工事の完了	（都市計画課） 22
○ 道路位置の指定	（建築指導課） 23
○ 開発行為に関する工事の完了	（都市計画課） 24
○ 道路位置の指定	（建築指導課） 25
○ 開発行為に関する工事の完了	（都市計画課） 26

【 選挙管理委員会告示 】

9 選挙管理委員会の招集	（選挙管理委員会事務局） 27
--------------	-----------------

【 教育委員会規則 】

1 和歌山市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則	（教育政策課） 28
2 和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則	（教育政策課） 29
3 和歌山市立学校管理規則の一部を改正する規則	（教育政策課） 30

【 農業委員会公告 】

- | | | |
|------------------------------------|------------|----|
| ○ 農業委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | （農業委員会事務局） | 32 |
| ○ 農用地利用集積計画の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・ | （農業委員会事務局） | 33 |

【 企業局告示 】

- | | | |
|--|---------|----|
| 5 和歌山市水道局指定給水装置工事事業者の指定・・・・・・・・ | （企業総務課） | 34 |
| 6 和歌山市水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新・・・・・・・・ | （企業総務課） | 35 |
| 7 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による営業所在地の変更の届出・・・ | （企業総務課） | 37 |
| 8 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による代表者氏名の変更の届出・・・ | （企業総務課） | 38 |

和歌山市告示第 6 4 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 3 月 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 6 年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和 6 年度第 9 期の納期は、 令和 7 年 3 月 1 4 日に変更する。

（別紙省略）

（令和 7 年 3 月 4 日揭示済）

和歌山市告示第 6 5 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 2 月 1 9 日、同月 2 1 日及び同月 2 7 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 2 月 2 0 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 2 月 1 8 日、同月 2 0 日及び同月 2 5 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 7 年 3 月 6 日揭示済)

和歌山市告示第 6 6 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和 7 年 2 月 2 0 日、同月 2 1 日及び同月 2 5 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 7 年 3 月 6 日揭示済)

和歌山市告示第 6 7 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して 9 0 日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和 7 年 3 月 7 日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺 自転車等放置禁止区域	令和 6 年 1 1 月 2 2 日及び同月 3 0 日	令和 6 年 1 2 月 5 日
J R 和歌山駅東口周辺自 転車等放置禁止区域	令和 6 年 1 1 月 2 0 日	令和 6 年 1 2 月 5 日
J R 六十谷駅前周辺自転 車等放置禁止区域	令和 6 年 1 1 月 1 8 日	令和 6 年 1 2 月 5 日
南海和歌山市駅前周辺自 転車等放置禁止区域	令和 6 年 1 1 月 1 9 日	令和 6 年 1 2 月 5 日
和歌山市内一円市道上、 無料駐輪場及び南片原公 園	令和 6 年 1 1 月 2 0 日、同月 2 1 日、同 月 2 2 日、同月 2 6 日、同月 2 7 日及び 同月 2 9 日	令和 6 年 1 2 月 5 日

4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

(令和 7 年 3 月 6 日揭示済)

和歌山市告示第 6 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 7 年 3 月 1 0 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 1 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
1 3 - 2 5	四箇郷 2 5 号線	和歌山市有本 4 0 8 番 4 7 地先 ～	旧	8 0 . 7 0	4 . 1
		和歌山市有本 4 0 8 番 5 地先	新	8 0 . 7 0	4 . 6

(令和 7 年 3 月 1 0 日揭示済)

和歌山市告示第 6 9 号

差押調書（謄本）及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 3 月 1 2 日

（登載省略）

和歌山市長 尾 花 正 啓

（令和 7 年 3 月 1 2 日揭示済）

和歌山市告示第 7 0 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により施術機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 1 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定 番号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指定年月日
和は新 1 1－ 5	三宅 弘晃	O c e a n S i d e 鍼灸院 T I D A (はり・きゅう) 和歌山市毛見 9 9 4 ミドルベイコート 1 F－B	令和 5 年 1 2 月 1 9 日
和は新 1 2－ 5	寺下 普規	寺下はり・きゅう院 ねこのて (はり・きゅう) 和歌山市毛見 2 2 8－1 1	令和 6 年 1 月 8 日
和柔新 1 1－ 5	崎山 正貴	和歌山市太田 1 1 7 シティハイツポポロ 1 0 2 (柔道整復)	令和 6 年 2 月 2 2 日
和柔新 1 2－ 5	上西 人文	ブリペアボディ接骨院 (柔道整復) 和歌山市園部 1 5 3 1－1 5	令和 6 年 3 月 1 5 日
和柔新 1 3－ 6	堀尾 紘司	和歌山市中之島 5 0 0－2 5 (柔道整復)	令和 6 年 4 月 8 日
和柔新 1 4－ 6	嶋田 皓介	和歌山市秋月 3 0 5－6 (柔道整復)	令和 6 年 4 月 2 2 日
和あ新 7－6	喜多 志乃	和歌山市土入 2 9 1 番地 6 4 (あん摩・マッサージ指圧)	令和 6 年 6 月 1 日
和は新 1 3－ 6	喜多 志乃	和歌山市土入 2 9 1 番地 6 4 (はり・きゅう)	令和 6 年 6 月 1 日
和あ新 8－6	唐門 大助	からもん鍼灸 (あん摩マッサージ指圧) 和歌山市加納 3 1 8－1	令和 6 年 7 月 1 日
和は新 1 4－ 6	唐門 大助	からもん鍼灸 (はり・きゅう) 和歌山市加納 3 1 8－1	令和 6 年 7 月 1 日
和は新 1 5－ 6	多田 稔	ただ治療院 (はり) 和歌山市新高町 2－3	令和 6 年 7 月 2 4 日
和は新 1 6－ 6	熊谷 和也	くま鍼灸整骨院 (はり・きゅう) 和歌山市古屋 4 3 2－8 2	令和 6 年 1 0 月 2 9 日

和柔新 1 5－ 6	平松 真一	和歌山市本脇 5 3 4－1 (柔道整復)	令和 6 年 1 0 月 1 8 日
和柔新 1 6－ 6	石丸 修平	和歌山市新庄 1－1 (柔道整復)	令和 6 年 1 0 月 1 8 日
和柔新 1 7－ 6	丸山 真平	まるやま整骨院 (柔道整復) 和歌山市秋月 1 8 9－2	令和 7 年 1 月 6 日
和は新 1 7－ 6	丸山 美沙子	和歌山市秋月 1 8 9－2 (はり・きゅう)	令和 7 年 1 月 6 日

(令和 7 年 3 月 1 3 日 揭示済)

和歌山市告示第 7 1 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条第 2 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した施術機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 1 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定番号	名称	所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
和は 1 6 0－ 2	SENJU 鍼灸治療院	和歌山市美園町 4 丁目 6 9 グランセオ美園 II 3F	指定施術者氏名	伊藤 麻子	南村 麻子	令和 6 年 9 月 1 日

（令和 7 年 3 月 1 3 日揭示済）

和歌山市告示第 7 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条第 2 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した施術機関から廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 1 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定 番号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃止年月日
和柔 4 3 0 － 2	小串 善弘	和歌山市東長町 5 丁目 7 8（柔道整復）	令和 5 年 1 1 月 3 0 日
和は新 3－4	三宅 弘晃	和歌山市湊 1 3 2 3－7（はり・きゅう）	令和 5 年 1 1 月 3 0 日
和は新 1 0－ 5	山野 秀樹	和歌山市平井 8 2－6 R i o r a 市小路 1 0 7 号（はり・きゅう）	令和 5 年 1 2 月 5 日
和あ新 6－5	山野 秀樹	和歌山市平井 8 2－6 R i o r a 市小路 1 0 7 号（あん摩・マッサージ指圧）	令和 5 年 1 2 月 5 日
和は新 7－5	三宅 弘晃	和歌山市湊 1 3 2 3－7（はり・きゅう）	令和 5 年 1 2 月 1 8 日
和柔 2 8 3 － 1 8	堀尾 鉦司	和歌山市中之島 5 0 0－2 5	令和 6 年 3 月 3 1 日
和は 1 8 5 － 3	多田 稔	ただ治療院（はり） 和歌山市新中島 1 5 5－2 1 0 1 号	令和 6 年 7 月 1 4 日
和柔 1 9－ 4 6	池下 勇	池下整骨院（柔道整復） 和歌山市杭ノ瀬 1 3 0－4	令和 6 年 9 月 2 7 日
和柔 2 0 6 － 1 0	和田 昌生	和田整骨院（柔道整復） 和歌山市永穂 3 4 6－1	令和 6 年 9 月 3 0 日
和柔 4 3 2 － 3	平松 真一	坂井接骨院（柔道整復） 和歌山市六十谷 4 2 1－3	令和 6 年 1 0 月 1 7 日
和は 1 8 4 － 3	時枝 智津	和歌山市六十谷 4 1 2－1 5（はり・きゅう）	令和 6 年 1 1 月 2 2 日
和柔 1 8 9 － 8	林 幹夫	林整骨院（柔道整復） 和歌山市汐見町 3 丁目 9 番地	令和 6 年 1 1 月 3 0 日

和は新 1 3 - 6	喜多 志乃	和歌山市土入 2 9 1 - 6 4（はり・きゅう）	令和 6 年 1 2 月 1 5 日
和あ新 7 - 6	喜多 志乃	和歌山市土入 2 9 1 番地 6 4（あん摩・マッサージ指圧）	令和 6 年 1 2 月 1 5 日
和柔 4 2 6 - 3 1	丸山 真一	まるやま整骨院（柔道整復） 和歌山市堀止南ノ丁 1 - 7 コレーオス堀止 1 F	令和 7 年 1 月 6 日
和は 1 0 2 - 2 9	丸山 美沙子	納定 1 7 - 2（はり・きゅう）	令和 7 年 1 月 6 日
和は 1 2 8 - 3 0	木村 博信	紀の川市名手市場 1 2 2 6 - 6（はり・きゅう）	令和 7 年 1 月 3 1 日
和は 1 2 9 - 3 0	木村 博信	紀の川市名手市場 1 2 2 6 - 6（はり・きゅう）	令和 7 年 1 月 3 1 日

（令和 7 年 3 月 1 3 日揭示済）

和歌山市告示第 7 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条第 2 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した施術機関から休止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 1 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定 番号	氏 名	住所又は名称及び所在地	休止年月日
和柔新 4－4	畑中 信彦	オレンジ整骨院（柔道整復） 和歌山市和歌浦中 2 丁目 3－1	令和 6 年 1 0 月 1 6 日

（令和 7 年 3 月 1 3 日揭示済）

和歌山市告示第 7 4 号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

送達書類の名称 令和 6 年度 市民税県民税森林環境税納税通知書
(別紙省略)

(令和 7 年 3 月 1 4 日揭示済)

和歌山市告示第 7 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項及び第 1 1 5 条の 5 第 2 項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 7 8 条及び第 1 1 5 条の 1 0 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険 事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
3 0 6 0 1 9 1 5 9 4	合同会社アン	訪問看護アン 和歌山市鷹匠町 1—5 6—1	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和 7 年 2 月 1 5 日
3 0 7 0 1 1 3 0 2 6	MOTHER 合同会社	わくわく MOTHER 訪問介護 和歌山市向 1 6 7 番地	訪問介護	令和 7 年 2 月 2 8 日
3 0 7 0 1 0 5 1 7 0	有限会社ライフパー トナー	ライフパートナー内原訪問 介護 和歌山市内原 6 3 4—1	訪問介護	令和 7 年 2 月 2 8 日

(令和 7 年 3 月 1 4 日揭示済)

和歌山市告示第 7 6 号

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 4 号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 2 8 年規則第 9 4 号）第 1 6 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
3 0 7 0 1 1 3 0 2 6	MOTHER 合同会社	わくわく MOTHER 訪問介護 和歌山市向 1 6 7 番地	予防給付型訪問 サービス 生活支援型訪問 サービス	令和 7 年 2 月 2 8 日
3 0 7 0 1 0 5 1 7 0	有限会社ライフパートナー	ライフパートナー内原訪問 介護 和歌山市内原 6 3 4 - 1	予防給付型訪問 サービス	令和 7 年 2 月 2 8 日

(令和 7 年 3 月 1 4 日揭示済)

和歌山市告示第 77 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文、第 42 条の 2 第 1 項本文、第 53 条第 1 項本文及び第 54 条の 2 第 1 項本文による指定をしたので、同法第 78 条、第 78 条の 11、第 115 条の 10 及び第 115 条の 20 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 14 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険 事業者番号	事業者又は開設者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30601 91693	株式会社 zero	Good 訪問看護ステーション 和歌山市松江中 3 丁目 2-20 アピレス中松江 1F	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和 7 年 3 月 1 日
30601 91701	株式会社 eme	えめ訪問看護ステーション 和 歌山 和歌山市中之島 1496、2-A	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和 7 年 3 月 1 日
30701 15104	合同会社 G0 リキー	ヘルパーステーション ほてい 和歌山市湊 3119	訪問介護	令和 7 年 3 月 1 日
30701 15112	アサヒサンクリーン株式 会社	アサヒサンクリーン在宅介護セ ンター和歌山 和歌山市黒田 170-1 10 2 号室	訪問入浴介護 介護予防訪問 入浴介護	令和 7 年 3 月 1 日
30901 01860	社会福祉法人紀三福祉会	小規模多機能型居宅介護 紀楽 和歌山市紀三井寺 754-1	小規模多機能 型居宅介護 介護予防小規 模多機能型居 宅介護	令和 7 年 3 月 1 日

（令和 7 年 3 月 14 日揭示済）

和歌山市告示第 7 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 1 項の第 1 号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 2 8 年規則第 9 4 号）第 1 6 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
3 0 7 0 1 1 5 1 0 4	合同会社 G0 リキー	ヘルパーステーション ほてい 和歌山市湊 3 1 1 9	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和 7 年 3 月 1 日

（令和 7 年 3 月 1 4 日揭示済）

和歌山市告示第 7 9 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、還付通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 3 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 送達書類の名称 令和 6 年度国民健康保険料の還付通知書
- 2 交付期限 告示日より 7 日を経過した日から 2 年
(別紙省略)

(令和 7 年 3 月 1 7 日揭示済)

和歌山市告示第 8 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路区域を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
2 8 - 1 1	本渡小瀬田線	和歌山市冬野 1 5 2 8 番 1 地先 ～	旧	6 0 . 5 0	4 . 1 0 ～ 6 . 2 0
		和歌山市冬野 1 5 3 0 番 2 地先	新	6 0 . 5 0	6 . 5 0

(令和 7 年 3 月 1 7 日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 3 月 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市府中宇南出 8 7 8 番、8 8 2 番 1、8 8 2 番 2、8 8 2 番 4 の一部、8 8 2 番 5 の一部、8 8 4 番 2 の一部、8 8 5 番、8 8 6 番、8 8 6 番 2、8 8 6 番 3、宇前嶋 8 8 7 番、8 8 7 番 2、8 8 8 番 1、8 8 8 番 4、水路	和歌山市手平三丁目 8 番 4 3 号 株式会社大黒 代表取締役 堀井孝一

（令和 7 年 3 月 6 日揭示済）

公 告

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和 7 年 3 月 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和 7 年 3 月 4 日 和建指第 2 7 7 1 号	和歌山市太田字松並 5 7 1 番 1 の一部	和歌山市黒田一丁目 2 番 1 7 号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男	6 . 0 0 m × 4 3 . 9 4 m 4 3 . 9 4 m

（令和 7 年 3 月 6 日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 3 月 1 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市布引字北出 2 4 0 番 2 の一部	和歌山市紀三井寺 5 6 0 番地 2 社会福祉法人紀三福社会 理事長 坂口和男
和歌山市塩屋五丁目 1 2 9 番、1 4 1 番 1 の一部	和歌山市黒田一丁目 2 番 1 7 号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男

（令和 7 年 3 月 1 0 日揭示済）

公 告

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和 7 年 3 月 1 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和 7 年 3 月 1 1 日 和建指第 2 7 7 3 号	和歌山市島崎町五丁目 1 2 番 1	和歌山市岩橋 1 0 0 9 番 地 1 株式会社 FuKu ホーム 代表取締役 金沢 福子	6 . 0 0 m × 4 5 . 5 2 m 4 5 . 5 2 m

（令和 7 年 3 月 1 3 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 3 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市栗栖字前田 3 6 1 番 1	和歌山市黒田一丁目 2 番 1 7 号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男
和歌山市冬野字梶取 1 3 3 9 番 1、1 3 4 0 番 1	(登載省略)

(令和 7 年 3 月 1 7 日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第 9 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 7 年 3 月 7 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和 7 年 3 月 1 4 日（金）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 場所 和歌山市西汀丁 3 6 番地
和歌山商工会議所 1 階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - （1） 選挙人名簿から抹消するについて
 - （2） 明るい選挙推進功労者について

（令和 7 年 3 月 7 日揭示済）

和歌山市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 1 0 日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

和歌山市教育委員会規則第 1 号

和歌山市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

（和歌山市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第 1 条 和歌山市教育委員会事務局組織規則（平成 1 5 年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 学校教育部の部保健給食管理課の項中「保健給食管理課」を「給食管理課」に、「保健給食班」を「給食管理班」に改める。

別表第 2 学校教育部の部学校支援課の款中「幼児、児童及び生徒の支援の充実」の次に「並びに学校保健の充実」を加え、同款に次の 2 号を加える。

（6）学校保健諸団体に関する事。

（7）児童生徒の保健及び福祉に関する事。

別表第 2 学校教育部の部学校支援課の款学校支援班の項に次の 4 号を加える。

（6）教職員の保健に関する事。

（7）児童、生徒及び幼児に係る災害共済給付の事務処理に関する事。

（8）児童生徒の安全に関する事。

（9）学校の環境衛生に関する事。

別表第 2 学校教育部の部保健給食管理課の款中「保健給食管理課」を「給食管理課」に改め、「学校保健及び」を削り、同款保健給食班の項中「保健給食班」を「給食管理班」に改め、第 1 号から第 4 号までを削り、第 6 号を第 1 号とし、第 7 号を第 2 号とし、第 8 号を第 3 号とする。

別表第 3 保健給食管理課の部中「保健給食管理課」を「給食管理課」に改める。

（和歌山市教育機関組織規則の一部改正）

第 2 条 和歌山市教育機関組織規則（平成 1 5 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「学校教育部保健給食管理課」を「学校教育部給食管理課」に改める。

（和歌山市教育委員会教育施設管理規則の一部改正）

第 3 条 和歌山市教育委員会教育施設管理規則（平成 3 0 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 6 号及び第 7 号中「保健給食管理課長」を「給食管理課長」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 7 年 3 月 1 0 日揭示済）

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 10 日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

和歌山市教育委員会規則第 2 号

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則（昭和 50 年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「団体として」の次に「、教育長が別に定める手続により」を加え、同項中「登録」の次に「（以下この項において「団体」という。）」を加え、同項第 2 号中「成人」の次に「（18 歳以上の者をいう。以下同じ。）」を加え、同号ただし書を次のように改める。

ただし、団体の代表者が次に掲げる場合にあっては、当該団体の代表者は、成人であることをもって足りる。

ア 団体の代表者が、前号ウに掲げる者のみで組織する団体の代表者である場合

イ やむを得ない事由があると教育委員会が認めるとき。

第 2 条第 2 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同条第 3 項中「総合型地域スポーツクラブ及び」を「総合型地域スポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度において、登録又は認証を受けた団体であって、当該団体の事務所が本市の区域内に存するもの（当該団体に準ずる団体として教育委員会が認める団体を含む。）に限る。次項において同じ。）又は」に改め、「スポーツ少年団（これらのうち教育委員会の登録を受けたものに限る。）」を「団体は、第 2 項の登録を受けた場合において」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の規定により第 2 項の登録を受けた場合において、教育委員会が、当該団体が総合型地域スポーツクラブ又は和歌山市スポーツ少年団に加盟している団体でないと認めるときは、教育委員会は、当該団体が受けた第 2 項の登録を取り消すものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、施行日以降に学校施設の開放を利用する者について適用する。

（令和 7 年 3 月 10 日揭示済）

和歌山市立学校管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 1 0 日

和歌山市教育委員会

教育長 阿 形 博 司

和歌山市教育委員会規則第 3 号

和歌山市立学校管理規則の一部を改正する規則

和歌山市立学校管理規則（昭和 3 3 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 3 号中「保護者」の次に「又は成年に達している生徒」を加える。

第 9 条中「保護者」の次に「又は成年に達している生徒」を加える。

第 2 5 条を第 3 2 条とし、第 8 章中同条の次に次の 1 条を加える。

（委任）

第 3 3 条 この規則に定めるもののほか、学校の管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

第 8 章を第 9 章とする。

第 2 4 条を第 3 1 条とし、第 1 9 条から第 2 3 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 7 章を第 8 章とする。

第 6 章の次に次の 1 章を加える。

第 7 章 夜間中学の入学等

（通学区域）

第 1 9 条 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 2 8 年法律第 1 0 5 号）第 1 4 条の夜間その他特別な時間において授業を行う学校（以下「夜間中学」という。）の通学区域は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

（1）和歌山市内全域

（2）和歌山市を除く和歌山県内全域であって、教育委員会が特別に認めるものに限る。

（入学対象）

第 2 0 条 夜間中学の入学対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）学齢期（満 1 5 歳に達した日以降の最初の 3 月 3 1 日）を過ぎた者

（2）中学校を卒業していない者（小学校を卒業していない者も同じ）又は不登校等の理由により、実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者

（3）和歌山市内に住所を有し、自身で通学が可能な者。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（入学及び編入学）

第 2 1 条 夜間中学への入学は、教育委員会が許可する。

2 入学の時期は、原則 4 月とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 個々の就学状況を踏まえ、第 2 学年又は第 3 学年からの編入学を許可することができるものとする。

4 入学者の募集に関する期日、人員その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（修業年限）

第 2 2 条 夜間中学の修業年限は、3 年とする。ただし、校長が必要と認める場合は 9 年までとする。

（休学）

第 2 3 条 夜間中学の生徒は、やむを得ない理由によって 3 月を超えて出席し難いときは、その期間を付し、詳細な理由を書き添え、校長に休学を願い出ることができる。ただし、当該生徒が未成年である場合は保護者と連署した文書をもって行うものとする。

2 休学の期間は、2 年以内とする。

- 3 休学した者は、復学しようとするときは、理由を明らかにするに足る書類を添え、校長に願い出なければならない。ただし、当該生徒が未成年である場合は保護者と連署した文書をもって行うものとする。
- 4 校長は、第1項又は前項の規定による願い出を受理した場合において、審査の結果正当な理由があると認めるときは、これを許可しなければならない。
- 5 校長は、前項の審査を行ったときは、その結果を速やかに教育委員会に報告するものとする。

（退学）

第24条 夜間中学の生徒は、退学しようとするときは、理由を明らかにするに足る書類を添え、教育委員会に願い出なければならない。ただし、当該生徒が未成年である場合は保護者と連署した文書をもって行うものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による願い出を受理した場合において、審査の結果正当な理由があると認めるときは、これを許可しなければならない。
- 3 教育委員会は、夜間中学の生徒が第20条を満たさなくなった場合、休学した者が2年を経過してなお復学できない場合又は修業年限を経過した場合は、退学とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（懲戒の報告）

第25条 校長は、学校教育法第11条の規定による懲戒処分として夜間中学の生徒に退学又は停学を命じたときは、速やかに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。

- （1）氏名及び学年
- （2）懲戒処分の理由
- （3）懲戒の種類及び年月日（停学の場合は、その期間）
- （4）参考事項

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月10日揭示済）

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 7 年 3 月 5 日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績

1 開催日時

令和 7 年 3 月 1 0 日 1 3 時 0 0 分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- （1） 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
- （2） 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- （3） 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （4） 農地法第 3 条の規定による許可申請について（第 1 9 回保留分）
- （5） 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （6） 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （7） 農用地利用集積計画について
- （8） 非農地通知について
- （9） 現地調査・事情聴取対象条件の変更について

（令和 7 年 3 月 5 日揭示済）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号。以下「旧法」という。）第 1 8 条第 1 項の農用地利用集積計画を定めたので、旧法第 1 9 条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 1 0 日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績
(令和 7 年 3 月 1 0 日揭示済)

和歌山市企業局告示第 5 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 1 0 年水道局規程第 2 号）第 2 7 条第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 7 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市友田町 2 丁目 1 0 5 番地 株式会社中澤建設 代表取締役 中澤 禎子	株式会社中澤建設	和歌山市友田町 2 丁目 1 0 5 番地	令和 7 年 2 月 5 日	第 6 5 6 号
和歌山市雄松町 6 丁目 3 5 番地 株式会社貴志安商店 代表取締役 島 慶司	株式会社貴志安商店	和歌山市雄松町 6 丁目 3 5 番地	令和 7 年 2 月 1 4 日	第 6 5 7 号
大阪府阪南市自然田 1 5 2 0 番地の 1 0 伸成設備 代表者森下 輝之	伸成設備	大阪府阪南市自然田 1 5 2 0 番地の 1 0	令和 7 年 2 月 2 8 日	第 6 5 8 号

(令和 7 年 3 月 7 日揭示済)

和歌山市企業局告示第 6 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 3 の 2 の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 1 0 年水道局規程第 2 号）第 2 7 条第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 7 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市中之島 1 7 7 7 番地の 2 株式会社シンコウ設備 代表取締役 池 徹哉	株式会社シンコウ設備	和歌山市中之島 1 7 7 7 番地の 2	平成 1 0 年 4 月 1 3 日	第 1 7 3 号
和歌山県海南市且来 1 6 9 番地 5 妙建住設 代表者 妙見 佳彦	妙建住設	和歌山市紀三井寺 9 5 8 フォーレス I&N 1 0 2	令和 3 年 4 月 1 2 日	第 6 1 5 号
和歌山市新中島 1 5 5 番地の 3 株式会社藤本水道 代表取締役 齋藤 満伊	株式会社藤本水道	和歌山市新中島 1 5 5 番地の 3	平成 1 0 年 5 月 1 1 日	第 1 0 7 号
福岡県北九州市小倉南区堀越 4 1 3 株式会社タカギ 代表取締役 高城 いづみ	株式会社タカギ	福岡県北九州市小倉南区堀越 4 1 3	令和 2 年 2 月 6 日	第 6 0 2 号
和歌山市中島 6 0 3 番地 6 有限会社石橋工務店 代表取締役 石橋 洋二	有限会社石橋工務店	和歌山市中島 6 0 3 番地 3	平成 1 0 年 4 月 9 日	第 1 7 6 号
和歌山市木枕 2 7 番地の 1 有限会社ユカワ開発 代表取締役 湯川 正純	有限会社ユカワ開発	和歌山市木枕 2 7 番地の 1	平成 1 0 年 4 月 1 5 日	第 1 8 1 号
和歌山市和佐中 2 3 3 番地の 1 株式会社江川組 代表取締役 江川 弘章	株式会社江川組	和歌山市和佐中 2 3 3 番地の 1	平成 1 0 年 5 月 2 1 日	第 1 5 6 号
大阪府泉南郡岬町多奈川 2 8 8 3 番地 宮川工業株式会社 代表取締役 尾名 亮三	宮川工業株式会社	大阪府泉南郡岬町多奈川 2 8 8 3 番地	平成 1 0 年 1 1 月 2 日	第 2 2 4 号
和歌山市和歌浦南 1 丁目 4 番 2 1 号 株式会社中山建設 代表取締役 中山 善嗣	株式会社中山建設	和歌山市和歌浦南 1 丁目 4 番 2 1 号	平成 1 0 年 4 月 1 5 日	第 1 6 0 号

和歌山市杭ノ瀬 3 4 2 番地 松谷設備 代表者 松谷 和長	松谷設備	和歌山市杭ノ瀬 2 4 7 番地	平成 1 0 年 4 月 1 0 日	第 1 2 2 号
和歌山市杭ノ瀬 2 4 3 番地の 1 6 辻本設備 代表者 辻本 弘幸	辻本設備	和歌山市杭ノ瀬 2 4 3 番地の 1 6	平成 1 0 年 4 月 1 3 日	第 1 6 5 号
和歌山市岩橋 1 6 3 2 番地の 1 紀州住機建設株式会社 代表取締役 吉松 三喜	紀州住機建設 株式会社	和歌山市岩橋 1 6 3 2 番地の 1	平成 1 0 年 5 月 1 3 日	第 1 5 8 号

(令和 7 年 3 月 7 日揭示済)

和歌山市企業局告示第 7 号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成 1 3 年条例第 2 6 号）第 9 条の規定により営業所所在地の変更の届出があったので、同条例第 1 8 条第 6 号の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

指 定 番 号	第 9 0 5 号
変 更 年 月 日	令和 7 年 1 月 2 1 日

	変 更 前	変 更 後
指 定 工 事 店 名	堀尾設備	
営 業 所 所 在 地	和歌山市島崎町 4 丁目 2 4 - 2 6	和歌山市雄松町 4 丁目 1 7 - 4
代 表 者 氏 名	堀尾 博士	

(令和 7 年 3 月 1 4 日揭示済)

和歌山市企業局告示第 8 号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成 1 3 年条例第 2 6 号）第 9 条の規定により代表者氏名の変更の届出があったので、同条例第 1 8 条第 6 号の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

指 定 番 号	第 3 5 5 号
変 更 年 月 日	令和 7 年 1 月 1 7 日

	変 更 前	変 更 後
指 定 工 事 店 名	有限会社ロータリーサービス	
営 業 所 所 在 地	和歌山市松江北 5 丁目 8 - 1 1	
代 表 者 氏 名	代表取締役 金田 五男	代表取締役 富士本 和杜

(令和 7 年 3 月 1 4 日揭示済)